

えひめ 社労士会だより

C e r t i f i e d S o c i a l I n s u r a n c e L a b o r C o n s u l t a n t

2015. 7
通巻 第 131 号

contents

- 平成 27 年度通常総会 1
- 平成 26 年度事業報告 8
- 平成 27 年度事業計画 13
- 理事会だより 18
- 新入会員紹介 19
- 社会保険労務士倫理綱領 21

四国カルスト



愛媛県社会保険労務士会

平成27年度 愛媛県社会保険労務士会通常総会開催

平成27年6月12日午後2時より、東京第一ホテル松山において平成27年度通常総会が開催された。

成川副会長の開会宣言の後、横本会長からの挨拶があり、上甲愛媛県副知事をはじめとする来賓の方々より祝辞を賜った。

議長には中予支部仙波亮一会员、副議長に南予支部末光勝幸会员が選任され、次いで書記の任命と議事録署名人の選任、また、議事運営委員、役員選考委員の選出等についての報告がなされた。

続いて議事に入り、提出議案について質疑応答がなされ、慎重に審議した結果、第1号議案から第6号議案についてすべて原案通り承認された。

- | | |
|----------|---------------------------|
| 議事 第1号議案 | 平成26年度事業報告承認の件 |
| 第2号議案 | 平成26年度決算報告承認の件（監査報告） |
| 第3号議案 | 平成27年度事業計画案審議に関する件 |
| 第4号議案 | 平成27年度収入支出予算案審議に関する件 |
| 第5号議案 | 愛媛県社会保険労務士会会則一部改正案審議に関する件 |
| 第6号議案 | 役員改選に関する件 |

来賓ご芳名（順不同・敬称略）

愛媛県	副 知 事	上 甲 俊 史
四国厚生支局	支 局 長	野 口 尚
松山市	副 市 長	西 泉 彰 雄
愛媛県経済労働部管理局	労政雇用課長	亀 井 崇
愛媛労働局	局 長	天 野 敬
ク 労働基準部	部 長	神 戸 崇
ク 職業安定部	部 長	三 浦 淳 一
ク 労働基準部	監 督 課 長	中 井 裕 司
日本年金機構四国ブロック本部	管 理 部 長	横 田 孝 弘
ク 松山東年金事務所	所 長	谷 口 茂 材
全国社会保険労務士会連合会	会 長	大 西 健 造
全国健康保険協会愛媛支部	支 部 長	高 家 真 信
松山大学	教 授 授	村 田 育 之
愛媛県司法書士会	会 長	池 田 誠 治
愛媛県行政書士会	会 長	矢 野 浩 司
四国税理士会愛媛県支部連合会	会 長	清 田 明 弘
愛媛弁護士会	副 会 長	藤 田 育 子
愛媛県土地家屋調査士会	会 長	松 本 義 男
公益社団法人愛媛県不動産鑑定士協会	会 長	岡 田 浩
一般社団法人愛媛県中小企業診断士協会	会 長	東 矢 憲 二
公益財団法人介護労働安定センター愛媛支部	介護労働サービス インストラクター	木 藤 環
公益社団法人愛媛労働基準協会	専 務 心 得	高 田 義 春
一般社団法人全国労働保険事務組合連合会愛媛支部	事 務 局 長	菊 池 保 夫
株式会社ゆうちょ銀行四国エリア本部	部 付 部 長	目 崎 清 司
日本司法支援センター愛媛地方事務所（法テラス愛媛）	副 所 長	水 口 晃

衆議院議員 塩崎 恭久
衆議院議員 村上誠一郎
衆議院議員 白石 徹
衆議院議員 山本 公一

参議院議員 山本 順三
参議院議員 井原 巧
参議院議員 山本 博司



祝　　辞

全国社会保険労務士会連合会
会長 大西 健造

本日ここに、愛媛県社会保険労務士会平成二十七年度通常総会が盛大に開催されますことを心からお祝い申し上げます。

また、横本会長並びに役員をはじめ会員の皆様方には、日頃より、連合会の会務運営に多大なるご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、第8次法改正につきましては、会員の皆様方並びに全国社会保険労務士政治連盟のご支援により、昨年の十一月十四日第百八十七回臨時国会において可決・成立いたしました。

今回の法改正項目は三つございます。第一は個別労働紛争に関する民間紛争解決手続における紛争の目的的価額の上限の引上げ、第二は補佐人制度の創設、第三は社員が一人の社労士法人制度の創設でございます。紛争目的価額の上限の引上げと補佐人制度の創設に関しましては、既に本年四月一日から施行されており、一人法人に関しましては、平成二十八年一月一日から施行されることとなっております。

連合会におきましてもこれらの改正項目について円滑に運用できるよう必要な措置を講じてまいる所存でございますので、引き続き会員の皆様方のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、今年度連合会が重点的に取り組んでまいります事業といたしましては、社労士制度推進戦略室が掲げている「五つの柱」を中心とした事業を引き続き展開してまいります。

第一の柱は、「社労士のビジネス業域の拡大」でございます。

特に医療分野に関しましては、昨年十一都県の社労士会で試行的に実施した医療機関を対象とする電話相談対応等のモデル事業の実績を踏まえて、医療労務コンサルタント制度の更なる充実を図ってまいります。また、社労士が関与する経営労務監査を見据えたサイバー法人台帳ROBINSを利用した経営労務診断サービス事業も強力に推進してまいります。

第二の柱は、「社労士の社会貢献活動」でございます。

連合会が推進する様々な事業の根底にはすべからく社会貢献の要素が含まれていると考えております。そのような中で、これまで取り組んでまいりました次世代を担う学生に向けた学校教育事業や厚生労働省ほか関係行政機関への協力などを通じて、専門家としての社会貢献を果たしてまいりたいと考えております。

第三の柱は、「社労士の業域保全」でございます。

近年、非社労士による業務侵害行為が散見されることから、都道府県会との連携により情報収集を徹底し、このような行為があった場合には厳格に対処するとともに、未然防止への取り組みについても積極的に推進してまいります。

第四の柱は、「広域的な広報活動の展開」でございます。

平成三十年度に控えている社労士制度創設五十周年に向けて、制度の知名度を向上していかなければなりません。国民に向けては、昨年制定したキャッチコピーや、社労士業務を紹介する動画及びポスターを有効に活用した活動を展開してまいります。一方で、社労士に向けては、有益な情報を速やかに月刊社労士及びホームページに展開するよう努めてまいります。

最後の第五の柱は、「国際化事業」でございます。

社労士制度の国際的な認知度が高まるようILO及びJICA等の関係機関との連携を強化するために、関係機関の各種事業についても積極的に関与してまいりたいと考えております。

また、インドネシア共和国から要請されております社会保障制度構築支援について、引き続き協力してまいりますとともに、韓国、中国などの関係各国とも良好な関係が構築できるよう努めてまいります。

加えて、注目度の高いマイナンバー制度でございますが、社労士業務に及ぼす影響に鑑み、当該制度の概要及び政府発表のガイドラインに基づくセキュリティ対策等に関する説明会を開催いたしました。

そして、平成二十八年一月から当該制度の運用が開始されることとなっておりますので、会員の皆様方の業務が円滑に推進することができるよう、今年度も引き続き必要な措置を講じてまいります。

その他にも連合会では、様々な事業を展開し、社労士制度の発展に尽力してまいりたいと考えておりますので、会員の皆様方におかれましては、変わらぬご支援とご協力を賜りたいと存じます。

最後になりますが、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご多幸を心よりご祈念申し上げまして、私のお祝いの言葉といたします。



会長ご挨拶

会長 横本 恭弘

この度、総会におきまして会員の皆様のご信任を頂き、愛媛県社会保険労務士会会长に再任となりました。皆様方が私に大役をお与えになりましたのは、50周年に向けて県会組織をさらに発展させよとの叱咤激励でないかと受け止めているところでございます。

今年、わが国は戦後70年の節目を迎えます。わが国が敗戦から立ち上がり、新しい歩みを始めてから70年。終戦直後の混乱、国際競争への突入、高度成長、バブル経済とその崩壊、すぐに思いつくだけでもこれだけの大きな波を経て、わが国は、世界でも屈指の経済大国にまで駆け上りました。平成24年12月の政権交代を機に潮目が変わりました。アベノミクスの金融政策と財政政策が見事に奏功し、株価は今年、15年ぶりに2万円に回復いたしました。企業業績も概ね好調で、この4月から賃金を引き上げたところも多かったようです。かつての「失われた20年」と言われていた頃のことを思えば、随分明るいムードに包まれていると思います。

愛媛県社会保険労務士会では昨年、平成30年に迎える50周年のビジョンとして、「地域からアテにされ、信頼される社労士として認知されている」を掲げさせていただきました。このビジョン実現のためには、最重要点は、社労士としての職業倫理です。社労士の職業倫理は、社労士法第1条の2に「社会保険労務士の職責」として明示されており、この条文では「常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない」とあります。この条文でいう「品位」は、社労士の専門的職能に対する社会の信頼に応える社会的責任が実質的意味です。最も大事なものは、社労士自身の日頃からの職責の自覚です。

労働社会保険諸法令を守る、守らせるのが、社労士の専門家としての義務であり使命です。残念ながら、助成金の不正受給に関して社労士の関与が報じられることがあります。このようなことに対しては、司法、行政が厳しく対処していますが、我々自らが最も厳しく対処しなければなりません。社労士は、断じて法の抜け道探しのプロであってはならないのです。このような行為は、社労士制度そのものへの信頼を失い、制度の崩壊にもつながりかねません。

社労士制度の発展は、会員の皆様一人ひとりの社労士としての発展にほかなりません。そのためには、すべての社労士が、社労士としての職業倫理をより一層高め、社会の要請に応え得る専門家になることが極めて重要であると考えます。会員皆様の更なる職業倫理の意識を高める想いが、ひとつになったとき、50周年ビジョンの「地域からアテにされ、信頼される社労士として認知されている」が実現しているときだと、私は確信しております。みなさまにおかれましても、引き続きのご理解、ご協力を賜りますことを重ねてお願い申し上げまして、私からの再任のご挨拶とさせていただきます。

副会長就任のご挨拶



副会長（事業委員長、社労士会労働紛争解決センター愛媛センター長）成川 献次

この度、引き続き副会長を拝命いたしました成川献次です。

昨年11月14日、第187回臨時国会において第8次社労士法改正が可決・成立しました。法改正項目は、①個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続における紛争目的価額の上限の引上げ、②補佐人制度の創設、③社員が1人の社会保険労務士法人制度の創設の3点であります。愛媛県社会保険労務士会におきましても、総合労働相談所との連携を一層強化し、社労士会労働紛争解決センター愛媛の利用促進を図り、個別労働紛争の未然予防と円満な解決に寄与することを目指します。

厚生労働省が行う「専門家派遣・相談等支援事業」、「医療労務管理相談コーナー事業」を引き続き受託し社労士業務の拡充への足掛かりにすると共に、年金事務所における「年金相談窓口等の運営業務」、「街角の年金相談センター松山（オフィス）」等の諸施策、また「ゆうちょ銀行年金相談事業」等の事業について積極的に協力してまいります。また例年実施している「労働保険年度更新業務」等の行政協力・支援については関係行政機関と事前に協議を行い、引き続き全面的に協力をていきます。

社労士制度の一層の周知を図るため、社会保険労務士制度推進月間（10月）に無料相談会を開催すると共に、若い世代に社会保障制度を理解してもらうことを目的として、高等学校での出前授業等を継続して開催してまいります。

労働条件審査事業を進めていくには自治体とのつながりが必要なことから、愛媛県社会保険労務士政治連盟と連携して県議会議員等との懇親を深めてまいります。

電子申請については、引き続き利用促進に努め業務効率が向上することにより企業に対する関与率の向上を図ってまいります。

以上の事業等を行うことによって、社労士法制定50周年ビジョンの「地域からアテにされ、信頼される社会保険労務士として認知されている」の実現を目指してまいります。皆様のご協力をお願い致します。

就任にあたって



副会長・中予支部長 薦田 勉

この度、副会長及び中予支部長を拝命しました薦田勉です。

重責に身の引き締まる思いですが、横本会長を補佐し、愛媛県社会保険労務士会及び会員の皆さまのお役に立てるよう努力して参りますのでよろしくお願ひします。

さて、第8次社会保険労務士法の改正、来年1月からのマイナンバー制度の施行など我々社会保険労務士を取り巻く環境も大きく変化していますが、これに伴って社会保険労務士が果たすべき社会的な責任、社会からの期待もますます大きくなっています。

各行政機関における事業協力分野の拡大に加え、先日発生した日本年金機構の情報流出への対応でも協力を求められており、今後、ますます社会保険労務士に対する社会からの期待は大きくなっていくのではないか？

こういった社会的な責任、期待に応えるためには、会員一人一人の努力が最も重要なのは言うまでもありませんが、各自がバラバラに動くのではなく、ある程度の意思統一も必要です。

社会保険労務士会の存在意義は、まさにここにあると思います。

会員の皆さん、ともによりよい愛媛県社会保険労務士会にしてまいりましょう。



就任にあたって

副会長・財務委員長 竹内 明久

社労士名簿の真ん中あたりに、自分の名前を見つけ、「まだまだ若手だな。」と思った日より、もう何年たつただろうか。気がつけば、名簿は前の方になり、古手と呼ばれるようになってしまった。かのマッカーサーの「老兵は死なず、ただ消え去るのみ。」の心境に相通するものがあった。しかるに、今般、横本会長より、副会長・財務委員長に指名され、どうすべきか悩んだ末に、最後の御奉公をさせていただこうと決心した次第である。(何を大仰な、と思われる向きもありましょうが、御容赦ください。)

さて、副会長・財務委員長就任にあたっては、「温故知新」をモットーに努力したいと思います。具体的には、多くの先輩方が、数多の御苦勞を重ねられて継承されてきた会を、つつがなく後輩へ受け継いでゆくことと、昨今の社労士業務に関わる諸問題への的確な対応に努めることを目標に掲げたいと思います。

もとより、浅学非才の身であります、老骨に鞭打って、走り続けたいと思っております。皆様の御支援、御協力の程、よろしくお願ひ致します。



就任のご挨拶

常任理事・研修委員長 加藤 久雄

このたび横本会長より常務委員会の一つである研修委員会の委員長を拝命いたしました東予支部の加藤久雄でございます。

さて、我々社労士を取り巻く環境は、昨年秋の第8次社労士法改正の成立にも見られますように徐々に社労士の職域が拡大され、地域企業、労働者からもあてにされる存在になるなど、改善されてきておりますのは周知のとおりです。しかし、反面、各会員個人個人が資質向上を図るなど要望に応えうる社労士となっていかなくてはならないと思います。

そこで研修委員といたしましては、各支部とのすみわけを図りながら、会員の皆様の資質向上の一助となるような研修会、例えばさまざまな法律など改正に対応した研修、また、労働社会保険の専門家として当然持つべき職業倫理を遵守するための倫理研修、新人実務研修、安全管理研修を研修委員会の委員の方々のご協力を得ながら実施してまいりたいと思いますので、会員の方々におかれましてもふるってのご参加をお願いいたします。

現在会員の皆様より研修に関するご意見を頂戴しておりますので、皆様方のご意見を反映した研修や、前の研修会の実施方法内容などを顧みて改善すべきところは改善して会員皆様方のお役にたつ研修会の実施に向けて総勢8名の研修委員が努力してまいりますので、会員の皆様方におかれましては、今後とも研修事業にご協力、ご支援のほどよろしくお願ひいたします。



就任のご挨拶

常任理事・東予支部長 藤田 拓也

この度、東予支部長を拝命いたしました藤田拓也です。東予支部長という大役に身の引き締まる思いですが、より良い支部を目指して頑張りますので2年間よろしくお願いいたします。

当支部は、ご存じの通り、今治市から四国中央市まで東西に広がる広域地域です。このため、研修や厚生事業の開催は、できるだけ参加しやすいよう、皆様のご意見をお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。また、実務に即した新たな研修や新しい会員の方への支援につながるような研修の充実、会員の交流等「参加してよかった」「役に立った」と思って頂ける支部行事を開催できるよう取り組んでまいります。

各種行政協力、相談員や講師などの依頼に関しましても、会員の皆様のご協力を頂きながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。



委員長就任のご挨拶

常任理事・業務監察広報委員長 尾崎 和幸

このたび会長より業務監察広報委員長に委嘱されました尾崎和幸です。業務監察・広報委員長は前期に統いて2期目となります。業務監察・広報委員会は社労士の業務侵害の監察と社労士制度の広報の活動を進めてきました。特に社労士法第26条・27条の業務侵害を中心に、県内の関係機関への違反防止のお願いの文書の配布等や、社労士制度の周知を図るマスコミへの積極的な広報活動等を行います。存在感のあるアドバルーンとして、守りの姿勢だけではなく、業務監察・広報委員会の活動が社労士の地位向上確保や県会の活性化に繋がるようなものにしていきたいと思っています。また、業務侵害等については全国社労士会連合会とも連携を密にして組織的で適切な対応にて対処を図るつもりです。

業務監察・広報委員会の活動には会員の皆様のご協力とご理解が絶対に必要不可欠です。皆様会員個々での専門性を高めた事業主等への日常的なPRも効果的ですし、会員各位からの疑義に関する情報や委員会への意見・アイデア等もお待ちしていますのでよろしくお願い致します。

重責を担うこの2年間は、委員一同で微力ながら県会と社労士会員のますますの発展のために尽くすつもりですので、皆様のご支援ご協力をどうかよろしくお願い致します。



委員長就任にあたって

常任理事・総務委員長 岡 部 五郎

前期に引き続き総務委員長を仰せつかりました南予支部の岡部です。総務委員会では、本期は特に会報紙面の充実を図っていきたいと思っています。会報が「会員の広場」的な情報共有の場になればと思っています。

専門的な知識はネット等を利用し収集することができる社会ですが、ネットでは知ることのできない会員相互のほのぼのするような情報を共有するきっかけになればと思っています。そのためには、会員の皆さんの投稿が必要です。趣味、特技等々テーマは自由です。是非皆さんの情報提供を頂きますようお願いいたします。

一方、社労士制度を広く国民に周知するためには、ホームページの充実を図る必要があります。最新の情報をアップするとともに、スマホ対応への検討をしていきたいと思っています。また、ウイークリーえひめリック等の掲載を引き続き行い、企業にとっても、働く者にとっても社労士の有用性について提案していきたいと思っています。



就任のご挨拶

常任理事・南予支部長 鎌 田 勉

私、この度、愛媛県社会保険労務士会南予支部長の職を拝命いたしました。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

昨年の消費税の引き上げ、そしてこのたびの国の地方創生施策等講じられておりますが、今のところ、我々、この地方にその影響は見えてきません。

ところで、今さらではありますが、社労士会挙げて取り組んでおります「職業倫理」と品位の保持を求められておりますことについて、南予支部においても、会員間の情報を密にするとともに倫理に関する意識の高揚に努めてまいります。

さらに、近くスタートするマイナンバー制度につきましても、社会保険労務士として厳密な取り扱いが要求されており、これ等についても、なお一層の研修と周知を適正に行わなければなりません。

そのようなことから、南予支部におきましては会員一人一人が自己研さんに努めることは勿論のこと、自他ともに労働問題に関する唯一の専門家として受託先、そして社会的に信頼を得ることができますように様々な事業を推進していきます。

今後とも各行政機関のご協力を得ながら社会保険、労働保険等の研修会を行っていきます。

また、今年度も前年度に引き続き行政機関と連携を取りながら情報の交換会等も実施して行きます。

県会員は勿論の事、特に南予支部会員が益々ご活躍ご発展されますよう祈念いたします。

今後、2年間どうぞよろしくお引き回しのほどお願い申し上げます。

平成26年度事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日)

我が国経済は、「アベノミクス」の推進により、徐々に明るさが見えてきたが、中小企業は景気回復を実感できていない。また、先行きの不安感も払拭されていない。さらに、平成26年4月からの消費税の段階的引上げもあり、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が継続している。

このような状況の中で、社会保険労務士（以下「社労士」という。）制度創設50周年に向けて、愛媛県社会保険労務士会（以下「愛媛会」という。）の50周年を迎えたときの「あるべき姿」として、「地域からアテにされ、信頼される社労士として認知されている」という50周年ビジョンを掲げ、その実現に向けての第一歩として、国家資格者としての職業倫理を厳正に保持することが必要であることから、倫理研修に限らず、実務能力の向上、人間力の向上等に関する研修を実施した。

愛媛会は、愛媛県社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」という。）及び全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）と一層の連携のもと、平成26年度の事業計画に基づき以下のとおり事業を行った。

主な重点事項の事業実施は次のとおりである。

1. 社労士制度推進に関する事業

- (1) 第8次法改正が実現し、個別労働紛争に関する民間紛争解決手続における紛争目的価額の上限の引き上げ、補佐人制度の創設、社員が一人の社労士法人制度の創設など大幅な改善が図られた。
- (2) 社労士の電子申請の利用により、送信代理や一括申請等ができることから、企業に対する社労士の関与率の向上を図った。

2. 社労士の社会貢献に関する事業

- (1) 「社労士会労働紛争解決センター愛媛」（以下「センター愛媛」という。）の活用促進にあたり、総合労働相談所との連携を強化し、引き続きあっせん申立費用の無料化や利便性の向上を図り、あっせん申立6件（累計10件）を受理した。
- (2) 総合労働相談所は、国民の利便性とサービス向上に大きな役割を果たすものであり、相談員の相談対応の質を高めるための研修を実施した。また、センター愛媛との連携を一層図った。
- (3) 社会貢献事業の充実を図るために、年間を通じて、労働や労務管理、社会保障等に関する問題に関する強化月間等において、相談コーナーや相談会を開催するとともに、これらの事業を幅広くマスメディアを通じて社会に発信した。

3. 行政及び関係団体等との連携に関する事業

- (1) 関係行政機関等との意見交換会を積極的に開催し、緊密な協力・支援関係を構築、維持するとともに、愛媛会及び支部が組織的に行政・他団体等に対する対応を積極的に行った。
- (2) 愛媛労働局、四国厚生支局、日本年金機構四国ブロック本部、全国健康保険協会愛媛支部、市町等が実施する各種事業に協力した。
- (3) 例年実施している「労働保険年度更新業務」等の行政協力・支援については、関係行政機関と事前に協議を行い、引き続き全面的に協力した。
- (4) 年金事務所における「年金相談窓口等の運営業務」を引き続き受託し、年金事務所との信頼関係を向上させた。
- (5) 「街角の年金相談センター松山（オフィス）」が新たな契約となり、利用者の顧客満足の向上と事務処理の質の向上を図った。
- (6) 愛媛労働局より、新たに「医療労務管理相談コーナー事業」を受託するとともに、「専門家派遣・相談等支援事業」を引き続き受託した。
- (7) 社労士国家試験について会員の協力を得るとともに、紛争解決手続代理業務試験等に

ついても連合会に協力した。

- (8) 政治連盟と連携を密にして、社労士制度の発展のため法制度の改正・整備に努めた。
- (9) 愛媛S R 経営労務センターとの連携の緊密化を図り、愛媛会と「車の両輪」として支援した。

4. 広報に関する事業

- (1) 業務監察・広報委員会が中心となって、労働保険の年度更新・社会保険の算定基礎届の時期に併せて、ラジオ広告等により周知を図るとともに、社労士制度推進月間に併せて、新聞広告、ラジオ広告等を実施して街頭相談会の周知を図る等積極的活動を行った。
- (2) 会報が会員の重要なよりどころであるという視点から、会報の充実を図り、的確・迅速な情報提供を行った。
- (3) 社労士制度を広く国民に周知するため、ホームページのタイムリーな更新、積極的な情報提供等更なる充実を図った。
- (4) 行政機関・関係団体、市町の広報誌等広報媒体を活用し、国民に対して社労士制度の広報を行った。

5. 専門能力等の向上及び研修に関する事業

- (1) 社労士の活動範囲は拡大し、社会的地位も向上してきているが、それに伴ってより高度な職業倫理の確立が求められているため、会員に対する倫理研修をはじめ各種研修においても職業倫理について研修した。
- (2) 会員の専門能力等向上のため研修体系を充実し、時宜にかなった各種研修を実施することにより、必須研修及び専門研修の受講率の向上を図った。
- (3) 支部が企画・実施する研修事業を積極的に支援した。
- (4) 自主研究グループの充実を図り、その活動を助成・育成するとともに、活動状況を会報「えひめ社労士会だより」で紹介した。

6. 愛媛会の組織強化及び会員支援に関する事業

- (1) 愛媛会の活力ある組織づくりを目指して、理事選出方法の変更や諸規程の整備を行った。
- (2) 研修事業の連携を図ることを目的として、支部長、委員長等横の連絡を密にして計画的に実施した。
- (3) 社労士業務の職域侵害については、業務監察・広報委員会において業務侵害事案への対応を徹底強化し、厳正な対処を行った。
- (4) 来る社労士制度創設50周年に向けての初年度として、社労士制度の一層の発展・充実を目指して、組織体制、諸規程等の検討・整備を通じて活力ある組織づくりに取り組んだ。
- (5) 国民からの苦情に対応するため、苦情処理相談窓口の適切な運営に努めた。
- (6) 正副会長と支部長並びに各委員会委員長との連携を密にし、効率的で実効性ある会務運営を図った。
- (7) 支部でタイムリーに行政とのコミュニケーションを密にし、情報の収集、行政協力等に効率的に対応した。
- (8) 事務局体制について検討した。
 - ① 事務局の業務分掌・職務権限規程等を再考し、業務範囲・役割・責任体制を明確にした。
 - ② 会員と支部の連絡調整を密にできる体制を推進した。
 - ③ 事務局のIT化を進め、電子メールや愛媛会ホームページ等により、さらなる情報伝達の効率化を推進した。
 - ④ 事務局職員研修を行うとともに、業務の効率化、会員支援体制の充実を図った。
- (9) 実務経験の少ない会員等に対し、支部において実務研修を実施するとともに、メンターリスト制度も継続してフォローアップ体制を構築した。
- (10) 社労士の業務に対する損害賠償請求事件に対処するため「社労士賠償責任保険」への加入の促進を図った。

(詳細省略)

平成26年度決算報告**貸借対照表**

(平成27年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	12,875,508	19,362,819	△ 6,487,311
未収会費	144,000	0	144,000
未収金	9,095,162	5,410,823	3,684,339
立替金	0	0	0
流動資産合計	22,114,670	24,773,642	△ 2,658,972
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
会館維持積立金	10,443,144	9,441,614	1,001,530
記念事業積立金	2,553,193	2,052,752	500,441
特定資産合計	12,996,337	11,494,366	1,501,971
(3) その他固定資産			
建物	43,550,588	44,557,538	△ 1,006,950
什器備品	305,472	591,466	△ 285,994
土地	25,245,000	25,245,000	0
ソフトウエア	97,440	194,880	△ 97,440
その他固定資産合計	69,198,500	70,588,884	△ 1,390,384
固定資産合計	82,194,837	82,083,250	111,587
資産合計	104,309,507	106,856,892	△ 2,547,385
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,701,081	1,524,600	176,481
前受会費	336,000	480,000	△ 144,000
預り金	290,187	322,799	△ 32,612
流動負債合計	2,327,268	2,327,399	△ 131
2. 固定負債			
長期借入金	26,640,000	28,644,000	△ 2,004,000
固定負債合計	26,640,000	28,644,000	△ 2,004,000
負債合計	28,967,268	30,971,399	△ 2,004,131
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	75,342,239	75,885,493	△ 543,254
正味財産合計	(12,996,337)	(11,494,366)	(1,501,971)
負債及び正味財産合計	75,342,239	75,885,493	△ 543,254
負債及び正味財産合計	104,309,507	106,856,892	△ 2,547,385

財産目録

(平成27年3月31日現在)

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流动資産)	現金 預金	手元保管 普通預金 伊予銀行本店	34,176 3,647,867 5,571
		伊予銀行松山駅前	3,642,219
		伊予銀行松山駅前	77
		定期預金 伊予銀行松山駅前	9,193,465 9,193,465
	未収会費		144,000
	未収金	中小企業相談支援事業 愛媛労働局	9,095,162 5,831,180
		医療方針管理相談コーナー事業 愛媛労働局	3,263,982
流动資産合計			22,114,670
(固定資産)			
特定資産	会館維持積立金	普通預金 伊予銀行松山駅前	10,443,144 10,443,144
	記念事業積立金	定期預金 伊予銀行松山駅前	2,553,193 2,553,193
その他固定資産	建物 什器備品 土地 ソフトウエア		69,198,500 43,550,588 305,472 25,245,000 97,440
固定資産合計			82,194,837
資産合計			104,309,507
(流动負債)			
未払金	年金事務所謝金		1,701,081
社労士謝金			1,701,081
前受会費			336,000
預り金			290,187
所得税			225,099
社会保険料			41,988
連合会			23,100
流动負債合計			2,327,268
(固定負債)			
長期借入金			26,640,000
SRセンター			20,000,000
伊予銀行			6,640,000
固定負債合計			26,640,000
負債合計			28,967,268
正味財産			75,342,239

正味財産増減計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額	当年度(イ)	前年度(ロ)	増減(イ-ロ)
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費	32,646,000	32,513,000	32,218,500	294,500
入会金	750,000	1,150,000	850,000	300,000
会員会費	31,896,000	31,363,000	31,368,500	△ 5,500
事業収益	42,127,000	33,605,371	29,073,082	4,532,289
年金事務受託収入	22,597,000	19,430,517	17,760,801	1,669,716
街角の年金相談センター松山(オフィス)受託収入	2,500,000	1,971,909	2,399,670	△ 427,761
試験事務受託収入	400,000	403,808	403,763	45
中小企業相談支援事業受託収入	9,188,000	5,831,180	5,410,823	420,357
ゆうちょ銀行受託収入	3,094,000	2,703,975	3,098,025	△ 394,050
医療労務管理相談コーナー事業受託収入	4,348,000	3,263,982	0	3,263,982
受取負担金	2,849,000	2,429,480	2,151,113	278,367
研修事業負担金	510,000	1,034,000	508,000	526,000
諸物領布斡旋収入	500,000	542,480	565,585	△ 23,105
東予支部事業負担金	646,000	528,000	527,000	1,000
中予支部事業負担金	590,000	181,000	391,000	△ 210,000
南予支部事業負担金	603,000	144,000	159,528	△ 15,528
受取交付金	12,801,000	15,301,404	14,022,644	1,278,760
連合会等交付金等収入	1,671,000	2,015,800	2,597,300	△ 581,500
各種団体交付金等収入	11,130,000	13,285,804	11,425,344	1,860,260
雑収益	255,000	301,194	2,351,421	△ 2,050,227
受取利息	5,000	6,095	6,912	△ 817
雑収入	250,000	295,099	2,344,509	△ 2,049,410
経常収益計	90,678,000	84,150,449	79,816,760	4,333,689
(2) 経常費用				
1. 連合会支出	6,714,000	6,581,700	6,532,800	48,900
2. 人件費支出	31,226,000	29,484,800	25,273,901	4,210,899
給料手当	15,880,000	15,564,741	14,356,682	1,208,059
法定福利費	1,800,000	2,411,413	2,591,811	△ 180,398
中退共掛金	400,000	360,000	358,680	1,320
謝金	13,146,000	11,148,646	7,966,728	3,181,918
3. 事業費支出	63,730,000	48,627,203	49,039,427	△ 412,224
研修費	4,780,000	3,662,403	2,840,990	821,413
広報宣伝費	3,190,000	2,467,240	2,802,447	△ 335,207
総合労働相談事業費	1,702,000	1,566,135	1,255,251	310,884
労働紛争解決センター費	1,380,000	781,330	445,316	336,014
労働条件審査費	400,000	0	0	0
成年後見制度事業費	300,000	0	0	0
45周年記念事業費	0	0	3,107,708	△ 3,107,708
会報発行費	780,000	703,127	621,492	81,635

科 目	予算額	当年度(イ)	前年度(ロ)	増減(イ-ロ)
I 一般正味財産増減の部				
諸物領布斡旋費	450,000	502,834	416,712	86,122
行政等連絡費	300,000	84,360	220,884	△ 136,524
行政協力等費	22,597,000	19,440,530	17,760,912	1,679,618
会員厚生費	500,000	544,370	417,776	126,594
名簿発行費	200,000	173,880	121,800	52,080
会則等整備費	300,000	158,760	0	158,760
表彰費	100,000	110,000	80,000	30,000
東予支部費	1,502,000	1,037,350	966,934	70,416
中予支部費	2,500,000	1,101,464	1,974,710	△ 873,246
南予支部費	1,003,000	544,000	559,528	△ 15,528
租税公課	2,500,000	1,437,800	2,132,000	△ 694,200
総会費	1,300,000	1,232,513	1,371,846	△ 139,333
会議費	3,078,000	1,879,200	2,111,060	△ 231,860
地域協議会費	1,500,000	465,100	1,412,748	△ 947,648
賃借料	800,000	705,705	548,320	157,385
旅費交通費	1,477,000	563,288	422,640	140,648
印刷製本費	800,000	652,670	675,252	△ 22,582
通信運搬費	1,200,000	952,537	1,102,889	△ 150,352
涉外費	500,000	262,966	351,484	△ 88,518
水道光熱費	600,000	547,415	461,443	85,972
修繕費	400,000	58,320	0	58,320
支払利息	600,000	555,596	596,928	△ 41,332
事務局費	5,101,000	4,956,766	2,822,129	2,134,637
消耗品費	70,000	0	27,480	△ 27,480
減価償却費	1,395,000	1,390,384	1,410,748	△ 20,364
セミナー開催費	425,000	89,160	0	89,160
経常費用計	101,670,000	84,693,703	80,846,128	3,847,575
当期経常増減額	△ 10,992,000	△ 543,254	△ 1,029,368	486,114
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 10,992,000	△ 543,254	△ 1,029,368	486,114
一般正味財産期首残高	75,885,493	75,885,493	76,914,861	△ 1,029,368
一般正味財産期末残高	64,893,493	75,342,239	75,885,493	△ 543,254
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高				
正味財産期末残高	64,893,493	75,342,239	75,885,493	△ 543,254

正味財産増減計算書内訳表

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	中小企業 相談支援事業	街角の年金 相談センター (オフィス)	医療分野管理 相談コーナー 事業	合 計	備 考 (一般会計)
I 一般正味財産増減の部							
1. 事業活動収支の部							
(1) 事業活動収入							
会費収入	32,513,000	0	0	0	0	32,513,000	
入会金	1,150,000	0	0	0	0	1,150,000	
会員会費	31,363,000	0	0	0	0	31,363,000	
事業収入	19,834,325	2,703,975	5,831,180	1,971,909	3,263,982	33,605,371	
年金事務所受託収入	19,430,517	0	0	0	0	19,430,517	
飼育料等受取収入	0	0	0	1,971,909	0	1,971,909	
試験事務受託収入	403,808	0	0	0	0	403,808	
中小企業相談支援事業受託収入	0	0	5,831,180	0	0	5,831,180	
ゆうちょ銀行受託収入	0	2,703,975	0	0	0	2,703,975	
医療分野管理相談コーナー事業受託収入				3,263,982	3,263,982		
負担金収入	2,429,480	0	0	0	0	2,429,480	
研修事業負担金	1,034,000	0	0	0	0	1,034,000	
諸物頒布斡旋収入	542,480	0	0	0	0	542,480	
東予支部事業負担金	528,000	0	0	0	0	528,000	
中予支部事業負担金	181,000	0	0	0	0	181,000	
南予支部事業負担金	144,000	0	0	0	0	144,000	
交付金収入	15,301,404	0	0	0	0	15,301,404	
連合会等交付金等収入	2,015,800	0	0	0	0	2,015,800	
各種団体交付金等収入	13,285,604	0	0	0	0	13,285,604	
雑収益	301,143	51	0	0	0	301,194	
受取利息	6,044	51	0	0	0	6,095	
雑収入	295,099	0	0	0	0	295,099	
経常収益計	70,379,352	2,704,026	5,831,180	1,971,909	3,263,982	84,150,449	
(2) 事業活動支出							
1. 連合会支出	6,581,700	0	0	0	0	6,581,700	
2. 人件費支出	18,168,154	1,938,898	5,472,360	756,000	3,149,388	29,484,800	
給料手当	15,396,741	60,000	0	108,000	0	15,564,741	
法定福利費	2,411,413	0	0	0	0	2,411,413	
中退共掛金	360,000	0	0	0	0	360,000	
謝金	0	1,878,898	5,472,360	648,000	3,149,388	11,148,646	
3. 事業費支出	46,172,752	763,128	358,820	1,215,909	11,4594	48,627,203	
研修費	3,400,483	0	0	261,920	0	3,662,403	
広報宣伝費	1,693,690	0	138,105	635,445	0	2,467,240	
総合労働相談事業費	1,566,135	0	0	0	0	1,566,135	
労働紛争解決センター費	781,330	0	0	0	0	781,330	
労働条件審査費	0	0	0	0	0	0	
成年後見制度費	0	0	0	0	0	0	
会報発行費	703,127	0	0	0	0	703,127	
諸物頒布斡旋費	502,834	0	0	0	0	502,834	
行政等連絡費	84,360	0	0	0	0	84,360	
行政協力等費	19,440,530	0	0	0	0	19,440,530	
会員厚生費	544,370	0	0	0	0	544,370	

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	中小企業 相談支援事業	街角の年金 相談センター (オフィス)	医療分野管理 相談コーナー 事業	合 計	備 考 (一般会計)
I 一般正味財産増減の部							
名簿発行費	173,880	0	0	0	0	173,880	
会則等整備費	158,760	0	0	0	0	158,760	
表彰費	110,000	0	0	0	0	110,000	
東予支部費	1,037,350	0	0	0	0	1,037,350	
中予支部費	1,101,464	0	0	0	0	1,101,464	
南予支部費	544,000	0	0	0	0	544,000	
租税公課	1,437,800	0	0	0	0	1,437,800	
総会費	1,232,513	0	0	0	0	1,232,513	
会議費	1,686,300	0	0	192,900	0	1,879,200	
地域協議会費	465,100	0	0	0	0	465,100	
賃借料	705,705	0	0	0	0	705,705	
旅費交通費	376,494	0	57,622	34,540	94,632	563,288	
印刷製本費	652,670	0	0	0	0	652,670	
通信運搬費	919,102	0	27,356	5,341	738	952,537	
涉外費	262,966	0	0	0	0	262,966	
水道光熱費	547,415	0	0	0	0	547,415	
修繕費	58,320	0	0	0	0	58,320	
支払利息	555,596	0	0	0	0	555,596	
事務局費	4,040,074	765,128	46,577	85,763	19,224	4,956,766	
消耗品費	0	0	0	0	0	0	
セミナー開催費	0	0	89,160	0	0	89,160	
減価償却費	1,390,384	0	0	0	0	1,390,384	
経常費用計	70,922,606	2,704,026	5,831,180	1,971,909	3,263,982	84,693,703	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 543,254	0	0	0	0	△ 543,254	
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	
当期経常増減額	△ 543,254	0	0	0	0	△ 543,254	
II 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	
(2) 経常外費用							
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 543,254	0	0	0	0	△ 543,254	
一般正味財産期首残高	75,885,493	0	0	0	0	75,885,493	
一般正味財産期末残高	75,342,239	0	0	0	0	75,342,239	
III 指定正味財産増減の部							
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	
正味財産期末残高	75,342,239	0	0	0	0	75,342,239	

平成27年度事業計画

(平成27年4月1日から平成28年3月31日)

我が国経済は、多くの経済指標が改善を示すなど全体としては回復基調を示し、原油価格の下落や、訪日外国人観光客の増加、家電業界を中心とした海外生産拠点の国内回帰などの動きも見られ、20年続いたデフレを脱却しつつあるが、地方中小企業にとって原材料・エネルギー価格の高騰、昨年からの消費税増税の影響などにより、依然として不透明な状況が続いている。

さらに、今後急速な進展が見込まれる人口減少・超高齢化を考えると、事業規模の大小を問わず、事業者にとっては存亡をかけた厳しい経営環境を強いられるものと危惧される。日本が人口減少・超高齢化に直面しているこのような事態に鑑み、政府では「まち・ひと・しごと創生」を掲げて成長戦略「地方創生」を推し進めている。

このような状況の下で、愛媛県社会保険労務士会（以下「愛媛会」という。）は、愛媛県社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」という。）及び全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）とより一層連携を図り、50周年ビジョンの「地域からアテにされ、信頼される社会保険労務士（以下「社労士」という。）として認知されている」の実現に向けて、行政等との連携を更に強化し、社会の動向に注意を払いつつ、積極的な事業展開を行う。また、社労士が、自らの知識や実務能力に日々磨きをかけ、依頼者の期待に、ひいては社会の期待に適切に対応していかなければならないことは、社労士に課せられた重要な義務の一つである。そのために高い「職業倫理」を保持することが社会的に求められており、職業倫理保持のための取り組みも実施する。

以上のことと踏まえ、本年度の事業を次のとおり実施する。

I. 各委員会・各支部の事業

1. 総務委員会

- (1) 年4回発行している会報紙面の充実を図り、迅速、的確な情報提供を行う。また、会員の「集いの広場」的な紙面の充実をめざし、会員からの寄稿を促進する。
- (2) 法改正に伴い、会則の整備を行う。
- (3) 社労士制度を広く国民に周知するため、ホームページの充実を図り、最新の情報をアップとともに、将来、スマート利用者への対応を検討する。
- (4) ウィークリーえひめリックを見た読者から労働相談に繋がるケースもあり、掲載を引き続き行う。
- (5) 成年後見制度への参入については、引き続き他県の取り組み状況の情報収集を行う。

2. 財務委員会

組織が健全な活動を続けていく上で、財務管理は必要不可欠であると同時に、組織の将来を考える上においても非常に重要な要素である。一年を通して行う全ての事業が適正な基準で執り行われているか否かを精査するために、整合性のとれた適正な会計管理を行うことにより信用力のある財務体質を確立し、より健全な財務運営を行う。

3. 事業委員会

- (1) 労働条件審査について
議員等の協力を得て、積極的に窓口に広報活動を行う。また、連合会が進めているサイバー法人台帳ロビンズに関して推進する。
- (2) 電子申請の利用促進について
社労士による電子申請の利用により、送信代理や一括申請等ができるところから、その利用促進に努め、企業に対する関与率の向上を図る。
- (3) 年金相談研修について
年金オフィス及び年金事務所での年金相談員を養成するため、引き続き年金相談研修を開催する。
- (4) 社会貢献事業について
高等学校での出前事業の開催が定着しており15校の開催を目指す。
- (5) 広報普及事業について
社労士制度推進月間に各地に相談員を派遣するなど県会主催事業に加えて、みんなの生活展、お仕事フェスタ等の共催、後援事業に積極的に関わる。
- (6) 行政協力について
要請があれば労働保険年度更新受付会等に相談員を派遣する。また、行政から相談員の派遣要請があれば、専門業務登録のアンケートを基に、適切に人選し行政協力を行う。

4. 研修委員会

- (1) 倫理研修について
社労士の社会的地位の向上、活動範囲の拡大に伴い、これまで以上に専門家としての職業倫理を徹底していく必要があることから、あらゆる研修時に高度な職業倫理を確立する意義を伝えるとともに、受講率を高めるよう努める。また、連合会が進めて

いる「社労士研修システム」の活用を促進する。

(2) 必須研修について

会員の求めるニーズを的確に捉えるためアンケートを実施し、重要度、タイムリー度などを考慮して、専門的な能力を習得するための研修と法改正等行政関係の研修を、2回に分けて実施する。マイナンバー制度導入等の状況に鑑み、業務の電子化と電子申請および情報セキュリティーに関する研修を、各支部との連携を図りながら実施する。

(3) 新人研修について

必要な基礎知識習得に止まらず、職業倫理の重要性を認識させるとともに、本会の組織、支部の活動等についての理解を深め、本会・支部が行う諸活動への参加意識を高めるような研修を実施する。また、新入会員研修時にメンタリング制度や社労士研修システムの活用を促進する。

(4) 支部研修との連携について

会員へのアンケート結果を踏まえ、各支部との調整を図りながら支部が企画・実施する研修事業を、積極的に支援する。

(5) メンタリング制度の実施について

メンタリング制度の実施を継続して行う。新入会員の資質の向上、実務能力の向上を図るため、更にメンタリング制度の周知を行う。

5. 業務監察・広報委員会

(1) 業務監察に関する事業

- ① 社労士法第26条（名称の使用制限）及び第27条（業務の制限）の規定に違反する業務侵害行為に対しては、常に情報収集を行い、連合会と連携をし、違反が判明したときは法的手段を含め厳正かつ適切に対処する。
- ② 社労士（社労士法人の社員を含む）及び事務所職員の名札着用について、引き続き徹底を促し、行政機関等の窓口での非社労士排除プレートの掲示とともに業務侵害の予防効果を高める。
- ③ 10月の社労士月間において、関係機関及び会員向けの文書を発送して、業務の違反防止と社労士業務の周知を図る。

(2) 広報に関する事業

- ① 社労士制度を広く周知し、国民（一般、事業主、労働者、行政等）にその有用性についての理解の促進を図るとともに、社労士業発展のため、様々な角度から効果的な広報事業に取り組む。
- ② 社労士会の事業や活動・行事に関する資料を積極的に報道機関に提供し、マスメディアに取り上げてもらうよう働きかける。
- ③ 社会保険の算定基礎届、労働保険の年度更新の時期に合わせて、ラジオでのスポットCM、法人会広報等への広告を掲載し、社労士制度のPRに努め社労士活用を促進する。
- ④ 10月の社労士制度推進月間の無料相談会に係る広報として、愛媛新聞等への有料広告の他に、無料の全市町の広報誌等を活用して、多方面の広報活動を推進する。
- ⑤ 12月2日「社労士の日」に合わせて、連合会と連携して相談事業や社労士活用促進等の広報を行う。
- ⑥ ホームページのコンテンツの更なる充実並びにタイムリーな更新により、積極的な各種情報提供等の発信を図る。

6. 各支部

(1) 東予支部

東予支部の範囲は東西に長いため、会員の大多数が参加できにくいので、地域ごとの新人対象の実務研修会を実施するなど、支部会員の多数が進んで参加できる工夫をする。

① 行事予定

- ・ 支部研修会2回、厚生事業、支部幹事会4回、新人対象の実務研修を開催する。

(2) 中予支部

① 外部環境の変化を踏まえ、実務に有益な研修をタイムリーに行い、支部会員の資質の向上を図る。

- ・ 支部研修会を2回開催し、実務的なテーマを取り上げ事務能力の向上に資する。
- ・ 支部研修会の講師を行政担当者に依頼するとともに、行政との意見交換会を開催することにより意思疎通の円滑化に努める。

② 支部会員間のコミュニケーションを密にし、会務への理解と関心及び参加意識の高揚を図る。

- ・ 行政との意見交換会への参加を積極的に呼びかけることを通じ、会員相互の交流を促進する。

・ 開業歴が浅い会員を多く抱える中予支部の特性を踏まえ、参加しやすい厚生事業を企画し、より多くの出席者を募って親睦を深める。

③ 支部研修会のテーマ選定、企画、運営を支部役員が各自責任をもって担当することで、将来的に県会運営を担う人材を育成する。

(3) 南予支部

① 研修会

労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所等から講師を招いて、日常業務に直接必要な内容の研修会とし、新入会員をはじめすべての会員の能力向上を図り会員の更なるレベルアップを行う。

② 諸会議

支部会を数回開催し県会の事業実務計画、実施状況等を支部会員に周知し県全体の情報を伝達とともに、会員相互の意見、情報交換を行う。また、役員会を4回開催し各事業の詳細について協議する。

③ 行政機関との連絡会議

労働、厚生機関との連絡会議を実施するが、当初は年金事務所との間で行う、双方から意見を出し合い当面の諸問題について協議し、両者間の意思疎通を図り円滑な事業運営ができるよう意見交換を行う。

④ 厚生事業

多くの会員が参加できるような計画を立案し、会員相互の健康と親睦を図る。

⑤ その他各種事業について出来るだけ多くの会員の者が協力する。

7. 総合労働相談所

総合労働相談所は、県民の利便性とサービス向上に大きな役割を果たすものであり、相談員の研修等により相談対応の質を高め、一層実績を挙げるための活動を推進する。また、労働紛争解決センターと相互の連携を図り、あっせんに繋げる体制を整備し、個別労働紛争の未然予防と円満な解決に寄与する。

8. 労働紛争解決センター愛媛

(1) あっせんについて

総合労働相談所との連携を強化し、10件の受理を目指す。

(2) 研修について

あっせん委員候補者及び総合労働相談所相談員の知識の習得、相談及びあっせん技術の向上を目指して、3回の研修会を開催する。

(3) 広報について

総合労働相談所の相談件数を増やすことが、あっせん件数の増加に繋がるので、総合労働相談所と連携して広報活動を進める。

II. 行政及び関係団体等との連携に関する事業

(1) 関係行政機関及び労働団体等との意見交換会を積極的に開催し、緊密な協力・支援関係を構築、維持するとともに、愛媛会及び支部が組織的に行政・他団体等に対する対応を積極的に行う。

(2) 愛媛労働局、四国厚生支局、日本年金機構四国ブロック本部、全国健康保険協会愛媛支部、市町等が実施する各種事業に協力する。

(3) 例年実施している「労働保険年度更新業務」等の行政協力・支援については、関係行政機関と事前に協議を行い、引き続き全面的に協力をする。

(4) 年金事務所における「年金相談窓口等の運営業務」を引き続き受託し、年金事務所との信頼関係を向上させる。

(5) 「街角の年金相談センター松山（オフィス）」の利用者の顧客満足の向上と事務処理の質の向上を図り、前年の相談件数を上回るように努める。

(6) 「専門家派遣・相談等支援事業」、「医療労務管理相談コーナー事業」を引き続き受託し、社労士業務の拡充への足掛かりにする。

(7) 社労士国家試験について会員の協力を得るとともに、紛争解決手続代理業務試験等についても連合会に協力する。

(8) 政治連盟と連携を密にして、社労士制度の発展のため法制度の改正・整備に努める。

(9) 愛媛S R 経営労務センターとの連携の緊密化を図り、愛媛会と「車の両輪」として支援する。

III. 愛媛会の組織強化及び会員支援に関する事業

(1) 研修事業の連携を図ることを目的として、支部長、委員長等横の連絡を密にして計画的に実施する。

(2) 国民からの苦情に対応するため、苦情処理相談窓口の適切な運営に努める。

(3) 正副会長と支部長並びに各委員会委員長との連携を密にし、効率的で実効性ある会務運営を図る。

(4) 事務局組織の見直しを引き続き検討し、事務局体制を整備する。

①事務局の業務分掌等を再考し、業務範囲・役割・責任体制を明確にする。

②会員と支部の連絡調整を密にできる体制を推進する。

③事務局の業務の効率化、会員支援体制の充実を図る。

(5) 社労士の業務に対する損害賠償請求事件に対処するため「社労士賠償責任保険」への加入の促進を図る。

平成27年度収入支出予算

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	中小企業 相談支事業	街角の年金 相談センター(オフィス)	医療労務管 理相談コーナー事業	合 計
I 事業活動収支の部						
1. 事業活動収入						
会費収入	32,190,000	0	0	0	0	32,190,000
入会金	750,000	0	0	0	0	750,000
会員会費	31,440,000	0	0	0	0	31,440,000
事業収入	26,013,000	2,369,000	3,396,000	2,500,000	4,388,000	38,666,000
年金事務所受託収入	25,613,000	0	0	0	0	25,613,000
街角の年金相談センター長崎オフィス受託収入	0	0	0	2,500,000	0	2,500,000
試験事務受託収入	400,000	0	0	0	0	400,000
中小企業相談支援事業受託収入	0	0	3,396,000	0	0	3,396,000
ゆうちょ銀行受託収入	0	2,369,000	0	0	0	2,369,000
医療労務管理相談コーナー事業受託収入	0	0	0	0	4,388,000	4,388,000
負担金収入	2,691,000	0	0	0	0	2,691,000
研修事業負担金	510,000	0	0	0	0	510,000
諸物頒布斡旋収入	500,000	0	0	0	0	500,000
東予支部事業負担金	632,000	0	0	0	0	632,000
中予支部事業負担金	500,000	0	0	0	0	500,000
南予支部事業負担金	549,000	0	0	0	0	549,000
交付金収入	15,342,000	0	0	0	0	15,342,000
連合会等交付金等収入	2,712,000	0	0	0	0	2,712,000
各種団体交付金等収入	12,630,000	0	0	0	0	12,630,000
雑収入	275,000	0	0	0	0	275,000
受取利息	5,000	0	0	0	0	5,000
雑収入	270,000	0	0	0	0	270,000
事業活動収入計	76,511,000	2,369,000	3,396,000	2,500,000	4,388,000	89,164,000
2. 事業活動支出						
連合会支出	6,618,000	0	0	0	0	6,618,000
人件費支出	18,900,000	1,680,000	2,299,000	798,000	3,403,000	27,080,000
給料手当	15,900,000	120,000	0	150,000	0	16,170,000
法定福利費	2,600,000	0	0	0	0	2,600,000
中退共掛金	400,000	0	0	0	0	400,000
謝金	0	1,560,000	2,299,000	648,000	3,403,000	7,910,000
事業費支出	60,534,000	689,000	1,097,000	1,702,000	985,000	65,007,000
研修費	4,200,000	0	0	350,000	0	4,550,000
広報宣伝費	2,225,000	0	324,000	700,000	162,000	3,411,000
総合労働相談事業費	1,800,000	0	0	0	0	1,800,000
労働紛争解決センター費	1,380,000	0	0	0	0	1,380,000
労働条件審査費	400,000	0	0	0	0	400,000
成年後見制度事業費	100,000	0	0	0	0	100,000
会報発行費	750,000	0	0	0	0	750,000
諸物頒布斡旋費	500,000	0	0	0	0	500,000
行政等連絡費	300,000	0	0	0	0	300,000
行政協力等費	25,613,000	0	0	0	0	25,613,000
会員厚生費	600,000	0	0	0	0	600,000
名簿発行費	200,000	0	0	0	0	200,000
会則等整備費	300,000	0	0	0	0	300,000

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	中小企業 相談支事業	街角の年金 相談センター(オフィス)	医療労務管 理相談コーナー事業	合 計
I 事業活動収支の部						
表彰費	150,000	0	0	0	0	150,000
東予支部費	1,450,000	0	0	0	0	1,450,000
中予支部費	2,500,000	0	0	0	0	2,500,000
南予支部費	949,000	0	0	0	0	949,000
租税公課	2,800,000	0	0	0	0	2,800,000
総会費	1,300,000	0	0	0	0	1,300,000
会議費	2,817,000	0	0	250,000	22,000	3,089,000
地域協議会費	2,400,000	0	0	0	0	2,400,000
賃借料	800,000	0	0	0	173,000	973,000
旅費交通費	500,000	0	279,000	100,000	218,000	1,097,000
印刷製本費	800,000	0	81,000	0	0	881,000
通信運搬費	1,200,000	0	91,000	10,000	129,000	1,430,000
涉外費	500,000	0	0	0	0	500,000
水道光熱費	600,000	0	0	0	0	600,000
修繕費	300,000	0	0	0	0	300,000
支払利息	600,000	0	0	0	0	600,000
事務局費	2,500,000	689,000	322,000	292,000	270,000	4,073,000
消耗品費	0	0	0	0	11,000	11,000
予備費	2,500,000	0	0	0	0	2,500,000
事業活動支出計	88,552,000	2,369,000	3,396,000	2,500,000	4,388,000	101,205,000
事業活動収支差額	△ 12,041,000	0	0	0	0	△ 12,041,000
II 投資活動収支の部						
1. 投資活動収入						
投資活動収入計	0	0	0	0	0	0
2. 投資活動支出						
特定資産取得支出	1,500,000	0	0	0	0	1,500,000
会館維持積立金	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000
記念事業積立金	500,000	0	0	0	0	500,000
固定資産取得支出	500,000	0	0	0	0	500,000
什器備品	500,000	0	0	0	0	500,000
投資活動支出計	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000
投資活動収支差額	△ 2,000,000	0	0	0	0	△ 2,000,000
III 財務活動収支の部						
1. 財務活動収入						
財務活動収入計	0	0	0	0	0	0
2. 財務活動支出						
借入金返済支出	2,004,000					2,004,000
財務活動支出計	2,004,000	0	0	0	0	2,004,000
財務活動収支差額	△ 2,004,000	0	0	0	0	△ 2,004,000
当期収支差額	△ 16,045,000	0	0	0	0	△ 16,045,000
前期繰越収支差額	19,787,402	0	0	0	0	19,787,402
次期繰越収支差額	3,742,402	0	0	0	0	3,742,402

平成27年度収入支出予算

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

一般会計
(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
会費収入	32,190,000	32,646,000	△ 456,000
入会金	750,000	750,000	0
会員会費	31,440,000	31,896,000	△ 456,000
事業収入	26,013,000	22,997,000	3,016,000
年金事務所受託収入	25,613,000	22,597,000	3,016,000
試験事務受託収入	400,000	400,000	0
負担金収入	2,691,000	2,849,000	△ 158,000
研修事業負担金	510,000	510,000	0
諸物頒布斡旋収入	500,000	500,000	0
東予支部事業負担金	632,000	646,000	△ 14,000
中予支部事業負担金	500,000	590,000	△ 90,000
南予支部事業負担金	549,000	603,000	△ 54,000
交付金収入	15,342,000	12,801,000	2,541,000
連合会等交付金等収入	2,712,000	1,671,000	1,041,000
各種団体交付金等収入	12,630,000	11,130,000	1,500,000
雑収入	275,000	255,000	20,000
受取利息	5,000	5,000	0
雑収入	270,000	250,000	20,000
事業活動収入計	76,511,000	71,548,000	4,963,000
2. 事業活動支出			
連合会支出	6,618,000	6,714,000	△ 96,000
人件費支出	18,900,000	17,500,000	1,400,000
給料手当	15,900,000	15,300,000	600,000
法定福利費	2,600,000	1,800,000	800,000
中退共掛金	400,000	400,000	0
事業費支出	60,534,000	56,331,000	4,203,000
研修費	4,200,000	4,300,000	△ 100,000
広報宣伝費	2,225,000	2,000,000	225,000
総合労働相談事業費	1,800,000	1,702,000	98,000
労働紛争解決センター費	1,380,000	1,380,000	0
労働条件審査費	400,000	400,000	0
成年後見制度事業費	100,000	300,000	△ 200,000
会報発行費	750,000	780,000	△ 30,000
諸物頒布斡旋費	500,000	450,000	50,000
行政等連絡費	300,000	300,000	0
行政協力等費	25,613,000	22,597,000	3,016,000
会員厚生費	600,000	500,000	100,000
名簿発行費	200,000	200,000	0
会則等整備費	300,000	300,000	0
表彰費	150,000	100,000	50,000

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
東予支部費	1,450,000	1,502,000	△ 52,000
中予支部費	2,500,000	2,500,000	0
南予支部費	949,000	1,003,000	△ 54,000
租税公課	2,800,000	2,500,000	300,000
総会費	1,300,000	1,300,000	0
会議費	2,817,000	2,817,000	0
地域協議会費	2,400,000	1,500,000	900,000
賃借料	800,000	800,000	0
旅費交通費	500,000	500,000	0
印刷製本費	800,000	800,000	0
通信運搬費	1,200,000	1,200,000	0
涉外費	500,000	500,000	0
水道光熱費	600,000	600,000	0
修繕費	300,000	400,000	△ 100,000
支払利息	600,000	600,000	0
事務局費	2,500,000	2,500,000	0
予備費(収支差額6,613,000×3% = 258,156)	2,500,000	2,500,000	0
事業活動支出計	88,552,000	83,045,000	5,507,000
事業活動収支差額	△ 12,041,000	△ 11,497,000	△ 544,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	1,500,000	1,500,000	0
会館維持積立金	1,000,000	1,000,000	0
記念事業積立金	500,000	500,000	0
固定資産取得支出	500,000	600,000	△ 100,000
什器備品	500,000	600,000	△ 100,000
投資活動支出計	2,000,000	2,100,000	△ 100,000
投資活動収支差額	△ 2,000,000	△ 2,100,000	100,000
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
借入金返済支出	2,004,000	2,004,000	0
財務活動支出計	2,004,000	2,004,000	0
財務活動収支差額	△ 2,004,000	△ 2,004,000	0
当期収支差額	△ 16,045,000	△ 15,601,000	△ 444,000
前期繰越収支差額	19,787,402	22,446,243	△ 2,658,841
次期繰越収支差額	3,742,402	6,845,243	△ 3,102,841

理事会だより**〔理事会〕**

※平成27年5月12日(火) 県会事務局会議室において、第222回理事会を開催した。

- 1 平成27年度通常総会の議案書について
- 2 平成27年度通常総会の役割分担について
- 3 各委員会・支部報告

※平成27年6月15日(月) 県会事務局会議室において、第225回理事会を開催した。

- 1 支部について
- 2 常務委員会について
- 3 綱紀委員会について
- 4 総合労働相談所について
- 5 ADRについて
- 6 SRについて

〔常任理事会〕

※平成27年5月8日(金) 県会事務局会議室において、第77回常任理事会を開催した。

- 1 平成27年度通常総会の議案書について

委員会だより**〔総務委員会〕**

県会事務局会議室において、リック小委員会を開催した。

※平成27年3月31日(火)

※平成27年4月30日(木)

※平成27年6月2日(火)

- 1 リック原稿事前打ち合わせ

〔財務委員会〕

※平成27年4月24日(金) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 平成26年度決算について
- 2 平成27年度県会一般会計予算(案)について
- 3 政治連盟の26年度決算報告及び27年度予算(案)について

〔事業委員会〕

※平成27年4月21日(火) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 セミナー講師、相談員の選任
- 2 平成27年度臨時労働保険指導員の選任

支部だより**〔東予支部〕**

※平成27年4月13日(月) 東予支部会を開催した。

場 所 西条国際ホテル

内 容

- 1 県会次期理事、会計監事候補者推薦について

※平成27年5月22日(金) 東予支部社会保険関係研修会(新居浜ブロック)を開催した。

場 所 新居浜レーイグラツツエふじ

※平成27年5月29日(金) 東予支部社会保険関係研修会(今治ブロック)を開催した。

場 所 今治国際ホテル

内 容

- 1 算定基礎届及び諸注意点について
- 2 被扶養調査及び周知事項について
- 3 各種助成金について
- 4 産業雇用安定センターの業務について

〔中予支部〕

※平成27年4月14日(火) 中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室

内 容

- 1 中予支部推薦理事・監事候補について
- 2 5月27日開催の支部会・支部研修会について
- 3 各委員会からの報告

※平成27年5月27日(木) 中予支部会・研修会を開催した。

場 所 ウエルピア伊予

内 容

- 支部会
- 1 平成26年度事業報告・事業費内訳報告
 - 2 平成27年度事業計画(案)・支部事業費予算内訳(案)
 - 3 推薦理事・監事候補について
 - 4 新入会員紹介・連絡事項

研修会

- 1 高齢者及び障害者雇用関係の助成金について
- 2 産業雇用安定センターの出向・再就職支援事業等について
- 3 年度更新処理について
- 4 被扶養者調査の再確認について
- 5 算定基礎届について

〔南予支部〕

※平成27年3月26日(木) 南予支部役員会を開催した。

場 所 花庄八(八幡浜)

内 容

- 1 支部会の開催について
- 2 行政との連絡会議について
- 3 次期理事、監事候補の選出方法について

※平成27年4月24日(金) 南予支部会を開催した。

場 所 大洲総合福祉センター

※平成27年5月20日(水) 宇和島年金事務所との連絡会議を開催した。

場 所 宇和島年金事務所

内 容

- 1 動向と取り組みについて
- 2 会及び支部の事業並びに要望について

※平成27年6月9日(火) 南予支部社会保険等研修会を開催した。

場 所 宇和島さきいや広場

内 容

- 1 算定基礎届の手続き並びに年金の改正点等について
- 2 被保険者資格再確認業務について
- 3 高齢・障害・求職者雇用支援制度について
- 4 産業雇用安定センターの業務について

新 入 会 員 紹 介



【氏名】
 宮崎 麻由美
【支部】
 中予
【年齢・血液型】
 61歳 B型
【開業／勤務／その他】
 開業



【氏名】
 古田 真美
【支部】
 南予
【年齢・血液型】
 47歳 A型
【開業／勤務／その他】
 開業

- ① 社会保険労務士となった動機
一般企業で経理・総務事務をしていた時に社会保険手続業務にも携わり、社会保険労務士業に興味を持つようになりました。幸い勉強時間が取れる時期だったので受験しましたが、当時は開業等の予定や希望はなく現在に至りました。
- ② 自己紹介
運動不足解消の為にフィットネスジムに通い始め3年位になります。健康的な筋肉がつき体力アップしストレス解消にもなり毎回リフレッシュできています。若さと健康維持のため今後も継続したいと思っています。
- ③ 今後の抱負
前職で経験のある社会保険・年金関係以外は受験から随分経っている為、一からのスタートとなります。得意・不得意分野と区別をつけず日々精進したいと思います。
- ④ 会への意見・要望
研修等に多く参加し勉強させていただきたいと思います。ご指導の程よろしくお願ひ致します。

- ① 社会保険労務士となった動機
会社の事務を担当する事になり、何も知らない事に大慌てし勉強を始めました。周りの方や子供達にも、生活に役立つ社会保険の情報等を伝えていきたいと思いました。
- ② 自己紹介
小・中・高と3人の子供がおり、毎日バタバタしております。家族揃って旅行好きで、九州方面によく出掛けます。大学を出てしばらくぶりに勉強をしたので急激に視力が衰えてしまい、大好きな読書の量が減り、少々ショックをうけています。
- ③ 今後の抱負
まず自分自身、勉強会等への参加で知識を得たいと思っています。周りの方々に役立つ情報の発信者になっていきたいです。
- ④ 会への意見・要望
勉強会等を企画して下さっているようで、楽しみしております。よろしくお願ひいたします。



【氏名】
 宇高 学
【支部】
 中予
【年齢・血液型】
 50歳 A型
【開業／勤務／その他】
 勤務

- ① 社会保険労務士となった動機
勤務先が労働基準監督署の調査を受けることになり、「資格を持っていた」ので調査前に登録を申請しました。
- ② 自己紹介
出身は四国中央市ですが、松山市、西条市、伊予市、八幡浜市、宇和島市で勤務の経験があります。(愛媛県の職員で、現在は県の外郭団体へ派遣(出向)されています)
- ③ 今後の抱負
ほんの少しでも「社会保険労務士」の地位向上のために力を尽くしたいです。
- ④ 会への意見・要望
特にありません。よろしくお願ひします。

第163回 社労士親睦コンペ

平成27年5月19日(火) 北条カントリー倶楽部 (A)

順位	氏名	支部	グロス	ハンド	ネット
優勝	岩井 聰光	中予	94	21	73
2位	田坂 信雄	東予	97	18	79
3位	佐伯 広政	東予	95	16	79

※ 同ネットの場合 年齢順 参加人数7名



ソフトボール「愛媛Aチーム」、連覇ならず・・・



4月25日土曜日、雲一つない快晴の中、今回は応援含め総勢27名が、第4回中国・四国地域協議会ソフトボール大会会場の岡山県建部町のグランドへ大型バスで向かいました。

Aチームの1試合目、広島県会に対して、12対6、島根会に17対0、準決勝では、優勝した広島会福山支部に3対4と惜敗、連覇の夢を断たれました。

また、Bチームの初戦は香川会に29対4、名監督の采配のもと、13名全員野球が出来ました。2試合目は徳島会が相手、ヤンkeesと同じ縦じまのユニフォームに少々圧倒されつつ結果は4対14で負けましたが、Bチーム目標の1勝は出来ました。試合終了後は、会場を移して表彰式と懇親会が行われました。

帰りのバスでは反省会となり、また、新キャプテンの発表があり次に託されました。

3年前から参加しているソフトボール大会、愛媛会は20名を越える練習の参加があり盛り上がっています。来年はまた、新たな目標もできました。ソフトボールに興味のある会員は、県会事務局までご連絡ください。よろしくお願ひいたします。

愛媛労働局労働基準部監督課からのお知らせ 職場意識改善助成金

愛媛労働局では、労働者の生活と健康に配慮し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るため、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主を支援する「職場意識改善助成金」の申請を受付中です。

「職場意識改善助成金」は、3つのコースに分かれています。

「職場環境改善コース」、「所定労働時間短縮コース」および「テレワークコース」です。

◆職場環境改善コース

支給対象となる取組は、労務管理担当者や労働者への研修、労務管理用ソフトウェアや労務管理用機器、労働能率の増進に資する設備・機器など（小売業のPOS装置など）の導入・更新です。
申請期限は10月15日です。

お問合先 愛媛労働局監督課 電話089-935-5203

◆所定労働時間短縮コース

支給対象となる事業主は、常時10人未満の労働者を使用する商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業の労働時間の特例措置対象の事業主です。支給対象となる取組は、労務管理担当者や労働者への研修、労務管理用ソフトウェアや労務管理用機器、労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新です。
申請期限は12月15日です。

お問合先 愛媛労働局監督課 電話089-935-5203

◆テレワークコース

支給対象となる取組は、テレワーク用通信機器の導入・運用、保守サポート料、通信費、労務管理担当者や労働者への研修などです。
申請期限は12月1日です。

※「テレワークコース」のお問合先 テレワーク相談センター（東京）電話0120-91-6479

総務委員会からのお知らせ マイナンバーについて

「社会保険労務士のためのマイナンバー対応ハンドブック」（平成27年7月版）が全国社会保険労務士会連合会の会員専用ページに掲載されました。皆さん是非熟読してください。

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後の守秘の責任をもたなければならぬ。

お知らせ

9月4日(金)・5日(土)

中国・四国地域協議会
社会保険労務士研修会（松山）

9月18日(金) マイナンバー研修

10月9日(金) 中国・四国地域協議会
社会保険労務士フォーラム（広島）

会員数一覧表

〈個人会員〉 平成27年6月30日現在

	東予支部	中予支部	南予支部	合計
開業	75	155	25	255
法人の社員	3	11	2	16
勤務	11	27	5	43
その他	1	23	3	27
合計	90	216	35	341

〈法人会員数〉

区分	東予支部	中予支部	南予支部	合計
法人会員	2	5	1	8
合計	2	5	1	8

編集後記

皆さん、ハードな仕事をされていると、ストレスが溜りますよね。ある研究によると、「現在の仕事が精神的にチャレンジングなものであればあるほど、高齢になっても、記憶力や思考力を高いままキープできる」という結果が出たそうです。ハードな仕事でお疲れの皆さま、記憶力と思考力の維持のため頑張りましょう。 (U. K.)

発行所 愛媛県社会保険労務士会

〒790-0813

愛媛県松山市萱町4丁目6番地3

電話 (089) 907-4864

ファクシミリ (089) 923-1133

銀行口座 伊予銀行松山駅前支店

普通預金 1941628

URL <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail ehime4@ehime-sr.or.jp

发行人 横本恭弘

編集人 総務委員会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号

不二印刷株式会社